

倫理委員会議事次第

(第 106 回 2026 年 7 月 2 日 (木) 13:00~14:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」
の改正公開草案 (報酬依存度) に寄せられたコメント及びその対応
【資料 1-1~1-3】

報告事項

1. 国際会計士倫理基準審議会の適用後レビューに関する調査への回答
 - (1) 違法行為への対応
 - (2) 再構成版倫理規程【資料 2】
2. 倫理基準設定主体者会議の報告
【資料 3】
3. 国際会計士倫理基準審議会の 2026 年 6 月会議報告
【資料 4】
4. 金融商品取引法の改正を踏まえた倫理規則の修正
【資料 5-1 及び 5-2】
5. 会員からの職業倫理相談状況
【資料 6】

III 閉会

以 上

資 料	資料No.
倫理規則実務ガイダンス第1号改正公開草案（報酬依存度）に寄せられたコメント及びその対応	1-1
コメント対応表_倫理規則実務ガイダンス第1号改正公開草案（報酬依存度）に寄せられたコメント及びその対応	1-2
新旧対照表_倫理規則実務ガイダンス第1号改正案	1-3
PIR サーベイに対する回答案	2
IESBA-JSS 会議報告	3
IESBA 2026 年 6 月会議報告	4
金融商品取引法の改正を踏まえた倫理規則の修正	5-1
履歴付本文_金融商品取引法の改正を踏まえた倫理規則の修正	5-2
会員からの職業倫理相談状況	6

2026年7月2日
第106回倫理委員会
配付資料No. **4**

IESBA 2026年6月会議報告

2026/7/2



IESBA会議（2026年6月）の概要

- 2026年6月8日から11日までの4日間にて、ニューヨークで実施した。ボードメンバー16名中15名が対面で、1名がオンライン形式で参加した。
- 次回の会議予定：2026年9月14日から18日までの5日間の日程で、スペインのマドリードにて対面形式で開催される。

IESBA 6 月会議の内容

- 会計事務所等の文化及びガバナンス
- 最高財務責任者（CFO）の役割
- 戦略的優先事項（Strategic Priorities）
- テクノロジー
- プライベート・エクイティ投資及びその他の外部投資（PE&OEI）
- 採用と実施
- IESSAの対象ではないサステナビリティ保証業務に適用される独立性基準
- その他

会計事務所等の文化及びガバナンス（FCG）（1/3）

- プロジェクト概略

- ▶ 会計事務所等の非倫理的行動により、会計事務所等やその所属する個人に対し、重要な制裁や不利益がもたらされ、会計専門職に対する社会的な信頼が揺らいだことに対応するために、本プロジェクトが開始された。
- ▶ IESBAは、会計事務所等における倫理的行動を促進、支援及び強化する文化及びガバナンスの枠組みを確立するために、2024年12月にプロジェクトを開始し、次の二つのプロジェクトを並行して進めることとされた。

- ◆ IESBA倫理規程の改訂（基準設定プロジェクト）

- ・ 2025年12月公開草案、2026年12月確定

- ◆ 非公式文書（NAM）の作成

- ▶ その後、ラウンドテーブル等での本プロジェクトへの懸念の声を踏まえ、2025年12月に公開草案を公開するためには準備不足が懸念されることから、優先順位を入れ替え（re-sequence）、2026年6月までは情報収集とNAMの開発フェーズと位置付けられていた。

会計事務所等の文化及びガバナンス（FCG）（2/3）

2026年6月会議にて、**FCGフレームワークの策定に関する今後の方向性**が議論され、プロジェクトチーム（PT）からFCGフレームワークの**今後の進め方の選択肢**が示された。

● IESBA倫理規程内

1. **第120.13 A1項からA3項に欠落しているFCG要素を追加**する。
2. **セクション300にFCGに関する新たな規定**を設け、包括的な要求事項又は適用指針、及び八つのFCG要素を含め、セクション120からセクション300への相互参照を付す。
 - ・ **2a（要求事項として定める。）**
 - ・ **2b（適用指針として定める。）**
3. **パート3に新たなセクション（例：新設のセクション305）**を設け、八つのFCG要素に対応する要求事項及び適用指針を含むFCGフレームワークを盛り込む。

● IESBA倫理規程外

4. **FCGフレームワークをIESBA倫理規程の外に置き**、八つのFCG要素を扱い、**任意で採用**することを可能にする。
5. FCGに関する**実務的なNAM**

● PTの提案：**選択肢 2 + 5**

- ・ 過度に規範的になることを避けるべきではあるが、フレームワークには**十分かつ適切な権威と明確さが必要**であるため。

会計事務所等の文化及びガバナンス（FCG）（3/3）

- 2026年6月会議での結論

- ▶ **選択肢2**が採択され、**FCGフレームワークは規程内に設ける**ことが決定された。今後、倫理規程に包括的な要求事項又は適用指針を設け、NAMで補完する方向性が示された。
- ▶ 今後、9月のボード会議で、選択肢2aと2b、それぞれの草案を示して議論が行われる予定

- 日本への影響

- ▶ 仮に、以下のような論点についてIESBA倫理規程が改訂された場合、IESBA倫理規程が**我が国の監査法人のガバナンスコードの範囲を超える可能性がある**。
 - ◆ 規程の改訂内容：独立非業務執行役員（INE）等の設置や、倫理的な行動に対してインセンティブを与える業績評価規程の導入
 - ◆ 適用範囲：会計事務所等だけでなく、そのネットワーク・ファームが対象に含まれる可能性及び、監査以外の全ての業務領域に対して適用される可能性があること

最高財務責任者（CFO）の役割

- プロジェクト概略

- ▶ 近年、CFOの役割が、財務管理だけでなく、ガバナンス、サステナビリティ、デジタルトランスフォーメーション、企業リスクへと拡大していることから、**CFOに求められる倫理の水準を上げようとするプロジェクト**である。
- ▶ CFOの進化する役割等について調査を行い、倫理規程の改訂の必要性等（**非職業会計士であるCFOも対象範囲に含めることを含む。**）について検討が行われる予定

- 2026年6月会議で議論された事項

- ▶ CFOに期待される役割について、これまでに実施されたグローバルなアウトリーチ活動（ラウンドテーブルやサーベイ）、学術研究及び文献レビュー等の情報を踏まえ、予備的見解が示された。
- ▶ CFOに期待される役割は拡大しており、**「倫理規程の不備」よりも「現場での活用不足」が重要な課題**であるといった点、アウトリーチの結果、**倫理規程の強化よりも実践支援・認知向上にフォーカスしたほうがよい**といった点が示された。

- 2026年6月会議での結論

- ▶ 今後も情報収集を含め検討を行い、**9月に分析結果と勧告文書が提出**されることとなった。

戦略的優先事項（Strategic Priorities）

- プロジェクト概略

- ▶ 現在の作業ストリームの進捗状況や、新たに生じている論点及びIESBAにおける利用可能なリソースを踏まえ、今後12か月におけるIESBAの戦略的優先事項の調整について検討することを目的として今回の6月会議にて実施された。

- 2026年6月会議で議論された事項

- ▶ 今回の会議では、現在IESBAで実施されている主要な作業ストリームの優先事項について議論が行われた。

- 2026年6月会議での結論

- ▶ **テクノロジー、プライベート・エクイティ投資及びその他の外部投資、採用と実施**の三つが戦略的優先事項とすることが合意された。

テクノロジー

- プロジェクト概略
 - ▶ テクノロジーが倫理・独立性にもたらす影響を継続的に監視し、倫理規程の理解促進や採用と実施の支援、NAMや啓発資料等の開発を行うプロジェクト
- 2026年6月会議で議論された事項
 - ▶ 新興テクノロジーの倫理的考慮事項に関する**包括的なNAM**である「新興テクノロジー：職業会計士のための倫理的考慮事項に対する特性に基づくアプローチ（Emerging Technologies: A Characteristic-based Approach to Ethical Considerations for Professional Accountants）」の草案が議論され、承認された。
- 2026年6月会議以降の予定
 - ▶ **テクノロジー別のガイダンス**を公表し、今回提示した包括的なNAMを補完する予定である。

プライベート・エクイティ投資及びその他の外部投資（PE&OEI）

● プロジェクト概略

- ▶ 会計事務所等におけるプライベート・エクイティ投資の重要性と、それが倫理及び独立性に及ぼす影響を検討するため、2025年12月会議にて**個別の作業部会として立ち上げるようになった。**

● 2026年6月会議で議論された事項

- ▶ PTの職務権限案（ToR）及びアクション・プランが提示され、承認された。プロジェクトの目的として、以下7点が掲げられている。
 - ◆ 様々な会計事務所等の構造及び所有モデルの性質、範囲及び変遷に関する情報収集
 - ◆ 最も一般的な会計事務所等の構造及び所有・経営関与モデルについて、経済的、ガバナンス及び統制上の特性の理解
 - ◆ 潜在的な倫理的（独立性を含む。）問題の特定及び分析
 - ◆ 倫理規程の関連規定の検討、評価
 - ◆ NAMの作成の必要性
 - ◆ 審議会間の基準の完全な相互運用性を維持するため、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB）との調整が必要となる事項の特定
 - ◆ 調査結果と提言をまとめた報告書の作成

● 2026年6月会議以降の予定

- ▶ 今後は、承認されたToR及びアクション・プランに沿って**情報収集を行い、2026年12月のIESBAボード会議において予備的な調査結果の提示、2027年3月のIESBAボード会議において調査結果及び提言に関する最終報告書が提出**される予定である。

採用と実施（A&I）

- プロジェクト概略

- ▶ A&Iワーキンググループによる、IESBA倫理規程の採用や実施を目的としたプロジェクト

- 2026年6月会議で議論された事項

- ▶ 前回の会議に引き続き、関連する倫理規程の採用と実施を支援するためのアクション・プランの更新内容が報告された。また、前回会議で承認された、優先対象法域に関するプロファイリング、進捗状況、及びIESBA倫理規程のA&I促進のためのIESBA「パートナーシップ枠組み」に基づき、パートナーの候補となる8団体（※）が具体的に提案され、承認された。

※世界銀行グループ（WBG）、汎アフリカ会計士連盟（PAFA）、証券監督者国際機構（IOSCO）、英国勅許公認会計士協会（ACCA）、アジア・太平洋会計士連盟（CAPA）、サウジアラビア公認会計士協会（SOCPA）、ラテンアメリカ財務報告基準設定主体グループ（GLENIF）、Accountancy Europe（ACE）

- 2026年6月会議以降の予定

- ▶ パートナー候補となった8団体で、IESBAが優先的に採用及び実施の支援を行う17法域（日本も含む。）をカバーできるとされ、アジア地域からはアジア・太平洋会計士連盟（The Confederation of Asian and Pacific Accountants：CAPA）がパートナー候補に選定されている。今後、IESBAは、各パートナー候補に対し、実際の活動開始に向けたプロセスを実施する予定である。

IESSAの対象ではないサステナビリティ保証業務に適用される独立性基準

● プロジェクト概略

- ▶ IESSA (International Ethics Standards for Sustainability Assurance (including International Independence Standards))の独立性基準 (IIS) の対象ではないサステナビリティ保証業務 (SAE) のために、別途独立性基準を開発するか、また、別途独立性基準を開発する場合、特定の職業に限定されない基準を設けるかを検討するためのプロジェクト

● 2026年6月会議で議論された事項と結論

- ▶ これまでのPTの情報収集の結果から、最終報告書及び提言が提出され、次の現状認識が示された。
 - ◆ 規制環境の変化として、サステナビリティ報告及び保証の義務化の国際的な拡大が鈍化しており、多くの法域の法令等では、IESSAは最大規模の事業体のみを対象としている。
 - ◆ 情報収集における課題として、IESSAのIISの対象ではないSAEは、特別目的の報告の枠組みに基づく業務、任意開示、配布・利用制限のある報告書等の様々な形態で実施されており、こうした業務に関する**包括的な情報は、入手が困難**な状況にある。
 - ◆ IESSAのIISの対象ではないSAEの内容は、法域ごとに大きく異なっており、多様である。
- ▶ 上記の現状認識を踏まえ、PTはIESBAに対する提言として次を推奨し、承認された。
 - ◆ 現段階では基準開発プロジェクトを開始せず、IESSA適用モニタリング助言グループ (IESSA Implementation Monitoring Advisory Group : IIMAG) を含む既存の仕組みを通して、引き続きSAEの動向を注視
 - ◆ SAEに関する実務上の課題や規制の方向性に関する、より明確な根拠が得られるまで、更なる検討の先送り

その他

- 動向及びリスク委員会（Trends and Risks Committee : TRC）
 - ▶ 6月会議では、TRCのアクション・プランについての検討、TRCが少なくとも半年ごとに提出する予定の報告書及び関連するデータベースについて議論された。
- 戦略及び作業計画2028-2031
 - ▶ 6月会議では、今年の1月から5月にかけてIAASBと共同で実施された共同ステークホルダー調査の回答結果についての共有がなされた。今後、9月のボード会議でIAASB及びIESBAの協議文書に対する検討を行う予定である。
- IESSA Implementation Monitoring Advisory Group（IIMAG）
 - ▶ 6月会議では、これまでに認識された課題のうち、適用に当たっての経過措置や、IESSA適用日前に非保証業務を依頼人に対して提供している場合の課題など、**初度適用に関する課題について、2026年第3四半期までに追加のスタッフQ&Aを作成**することがIESBAに提案された。
- SMART
 - ▶ SMARTとは、IESBAの活動の明確性、影響力及び一貫性を高めるためのステークホルダー中心のアプローチであり、Simplification（簡素化）、Mobilization（動員・連携）、Adoption（採用）、Responsiveness（応答性）及びTargeted Action（重点行動）の頭文字をとったものである。
 - ▶ 6月会議では、選定されたプロジェクト（CFOプロジェクト）に対して試験的にSMARTを適用することによって得られた効果等についての報告がなされた。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



2026年7月2日
第106回倫理委員会
配付資料No. **5-1**

金融商品取引法の改正を踏まえた倫理規則の修正

2026/7/2



概要

- 本年4月10日に「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- 同法律案は、我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「暗号資産」、「サステナビリティ情報の開示・保証」、「スタートアップへの資金供給」、「不公正取引規制」等に関する制度を整備することを目的としている。
- 4月30日に倫理規則改正案を仮公表した際、今後整備される法制度等のうち、倫理規則の改正に反映することが適当な事項については、本年の定期総会まで適宜反映することとしていた。そのため、同法律案が成立することを条件に、倫理規則に新設又は修正が必要と認められる規定について追加の修正を行い、定期総会で審議する。併せて、必要な字句修正を行う。
- なお、本年の定期総会では法律の改正を倫理規則に反映することとし、関連する府令等の改正の反映については、来年の定期総会において審議（適用指針のみの場合は役員会審議）することとする。

主な修正・追加項目

- **監査人**が監査証明を行うに当たり財務書類の適正性の確保に影響を及ぼす**法令違反等事実**を発見した場合の取扱い（金融商品取引法「第193条の3」から「第26条の41」への条文番号の変更）
 - ▶ 【修正した倫理規則の規定】第360.6 A2 JP項、第360.25 A3項、第360.26 A1 JP項
- 社会的影響度の高い事業体の定義において記載されている、金融商品取引法に基づく**財務諸表監査の根拠規定**（金融商品取引法「第193条の2」から「第26条の3」への条文番号の変更）
 - ▶ 【修正した倫理規則の規定】R400.22項、用語集「社会的影響度の高い事業体」
- **特定非財務情報監査証明業者**が監査証明を行うに当たり記載対象書類に記載する特定非財務情報の適正性の確保に影響を及ぼす**法令違反等事実**を発見した場合の取扱い（金融商品取引法第26条の41の新設）
 - ▶ 【追加した倫理規則の規定】第5360.6 A2 JP項
- 改正法に係る規定の適用日
 - ▶ 【追加した倫理規則の規定】附則第10項

●●信頼の力を未来へ
jicpa



2026年7月2日
第106回倫理委員会
配付資料No. **6**

会員からの職業倫理相談状況

2026/7/2



会員からの職業倫理相談状況（2026年5月）

- 2026年5月25日：2件
- 相談カテゴリ
 - ▶ 違法行為への対応、ローテーション

作業部会 審議日		相談事項
5月25日	①	倫理規則における違法行為への対応について
5月25日	②	上場申請における過年度の任意開示期間に、遡及して監査業務に関与した業務執行社員の関与年数の算定方法について

会員からの職業倫理相談状況（2026年6月）

- 2026年6月22日：1件
- 相談カテゴリー
 - ▶ 報酬依存度

作業部会 審議日		相談事項
6月22日	①	報酬依存度の計算において、分母とする会計事務所等の総収入に含める収入の範囲について

●●信頼の力を未来へ
jicpa

